

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 平成30年10月19日付

(1) 戒告

① 区立小豆沢体育館プール棟増築工事に伴う工事遅延事故

被処分者	①主事 37歳
事案の内容	被処分者は、区立小豆沢体育館プール棟の増築工事について、適正な工事進捗管理を怠ったことにより、工期を2か月間延長させるとともに、追加経費を生じさせた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成30年10月19日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号

② 区立小豆沢体育館プール棟増築工事に伴う工事遅延事故（監督責任）

被処分者	①副参事 56歳
事案の内容	被処分者は、区立小豆沢体育館プール棟の増築工事について、職員を管理監督する立場にありながら、その職責を全うしなかったことにより、工期を2か月間延長させるとともに、追加経費を生じさせ、区政に対する信頼を著しく貶めた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成30年10月19日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号

以下の事案は、令和5年4月24日、特別区人事委員会での審査の結果、地方公務員法49条1項が定める処分説明書の処分事由についての記載を欠いた違法な処分であったとして戒告処分を取消す裁決がされた。

区立小豆沢体育館プール棟増築工事に伴う工事遅延事故

被処分者	①主事 43歳
事案の内容	被処分者は、区立小豆沢体育館プール棟の増築工事について、適時、適切な審査業務や行政サービスを担う区職員として求められる対応を怠り、工事の進捗に多大な影響を与え、工期を2か月間延長させるとともに、追加経費を生じさせた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成30年10月19日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号